

計量法（平成4年法律第51号）第135条第2項の規定に基づき、同項第1号の特定標準器による校正等を行う者、同項第2号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第3号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和2年6月15日

計量法第135条第2項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が100ミリグラム毎リットルのもの	ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

計量法（平成4年法律第51号）第135条第2項の規定による公示に係る特定標準器等を用いて行う計量器の校正をすることができなくなったので、これを取りやめる旨を同条第3項の規定に基づき次のように公示する。

令和2年6月15日

取りやめに係る特定標準器等を用いて計量器の校正を行う者	取りやめに係る特定標準器等による校正を行う計量器	取りやめに係る特定標準器等
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	レーザ干渉式振動測定装置であって、特定標準器による校正等が行われる範囲が0.1ヘルツ以上10キロヘルツ以下のもの	レーザ干渉式振動測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの